

厚生労働省 平成29年度老人保健健康増進等事業

地域における成年後見制度の利用に関する相談機関やネットワーク構築等の体制整備に関する調査研究事業

地域における成年後見制度利用促進に向けた 体制整備のための手引き

< 概要 >



成年後見制度利用促進体制整備委員会

(事務局: 公益社団法人 日本社会福祉士会)

厚生労働省 平成29年度老人保健健康増進等事業 【テーマ番号89】
地域における成年後見制度の利用に関する相談機関や
ネットワーク構築等の体制整備に関する調査研究事業 <概要>

【事業目的】

- ・成年後見制度利用促進策の強化のため、支援の各場面やネットワークの構築について、支援機能の担い方・手法を整理する。
- ・権利擁護支援の地域連携ネットワークの構築や中核機関の設置等に携わる者、その他地域連携ネットワークに参画する者等が、地域における権利擁護支援のための体制づくりを進めるにあたっての指針や手引きの作成を行う。

【事業内容】

1 成年後見制度利用促進策の強化が必要な場面に関する実態調査

- (1) 成年後見支援センター等に対する支援場面毎の調査(ヒアリング調査、11機関)
- (2) 平成29年度「成年後見制度利用促進のための相談機関や地域ネットワークの構築などの体制整備」事業実施自治体へのヒアリング調査(3都道府県)
- (3) 中核機関の立ち上げに関するフォーカスグループインタビュー調査(4機関)

2 手引きの開発

権利擁護支援の地域連携ネットワークの構築および中核機関の設置等に関して、成年後見制度利用促進策の強化が必要な場面別に、標準的な支援機能を示すとともに、地域連携ネットワークの構築を行う際、支援機能を具体的に展開するための指針となる手引きを開発する。

3 フォーラムの開催

市区町村担当者等を対象に、成年後見制度利用促進と本研究にて開発した手引きを広報・周知し、各地での中核機関の立ち上げ・支援機能の展開を推進する。
(2018年3月7日東京にて開催)

4 報告書のとりまとめ

1～3の結果を報告書にとりまとめ、ウェブサイト上に掲載する。

【事業実施体制】

本委員会の設置(4回)

ワーキンググループの設置(8回)

成年後見制度利用促進策の強化が 必要な場面に関する実態調査(3種類)

1 成年後見制度利用促進策の 強化が必要な場面に関する 実態調査

先進的に活動している成年後見センター等の
担当者(11機関)

- ・釧路市権利擁護成年後見センター
(北海道釧路市)
- ・山形市成年後見センター(山形県山形市)
- ・いわき市権利擁護・成年後見センター
(福島県いわき市)
- ・地域あんしんセンターたちかわ(東京都立川市)
- ・上伊那成年後見センター(長野県伊那市他)
- ・北信圏域権利擁護センター(長野県中野市他)
- ・尾張東部成年後見センター(愛知県瀬戸市他)
- ・知多地域成年後見センター(愛知県大府市他)
- ・東濃成年後見センター(岐阜県多治見市他)
- ・伊賀地域福祉後見サポートセンター
(三重県伊賀市他)
- ・坂出市成年後見センター(香川県坂出市)

2 平成29年度「成年後見制度 利用促進のための相談機関や 地域ネットワークの構築などの 体制整備」事業実施都道府県 への調査

現在、各自治体で成年後見制度の
利用促進体制の整備を進めている
都道府県、市町村
(3都道府県、3市)

- ・埼玉県、志木市
- ・静岡県、藤枝市
- ・沖縄県、沖縄市

3 中核機関の立ち上げに関する フォーカスグループインタビュー 調査

先進的に活動している成年後見
センター等の担当者(4機関)

- ・佐渡成年後見センター
(新潟県佐渡市)
- ・品川成年後見センター
(東京都品川区)
- ・東濃成年後見センター
(岐阜県多治見市他)
- ・大阪市成年後見支援センター
(大阪府大阪市)

※東濃成年後見センターは、3の調査対象と重複。

成年後見制度利用促進体制整備委員会 委員・オブザーバー構成

本委員会 委員

新井 誠（委員長）	中央大学 法学部 教授 一般社団法人 成年後見法学会 理事長
五十嵐 禎人	医師（千葉大学社会精神保健教育研究センター）
池田 恵利子	公益社団法人 日本社会福祉士会 参事 （成年後見制度利用促進特命担当）
植村 豊	北海道 保健福祉部 福祉局 障がい者保健福祉課 課長
小原 秀和	一般社団法人 日本介護支援専門員協会 副会長
鹿嶋 隆志	公益社団法人 日本社会福祉士会 理事
高橋 良太	社会福祉法人 全国社会福祉協議会 地域福祉部 部長
土肥 尚子	日本弁護士連合会 高齢者・障害者権利支援センター 委員
長谷川 和世	公益社団法人 認知症の人と家族の会 理事
星野 美子	公益社団法人 日本社会福祉士会 理事
矢澤 秀樹	社会福祉法人 伊那市社会福祉協議会 上伊那成年後見センター 所長
矢頭 範之	公益社団法人 成年後見センター・リーガルサポート 理事長
山崎 智美	公益社団法人 日本社会福祉士会 副会長 権利擁護センターぱあとなあ運営協議会 委員長
山本 繁樹	社会福祉法人 立川市社会福祉協議会 地域あんしんセンターたちかわ

ワーキンググループ委員会 委員

山口 光治（委員長）	淑徳大学 副学長・ 総合福祉学部社会福祉学科 教授
安藤 亨	豊田市福祉部福祉総合相談課 地域福祉担当主査
井上 雅哉	社会福祉法人 鯉ヶ沢町社会福祉協議会 事務局次長
鹿嶋 隆志	公益社団法人 日本社会福祉士会 理事
齋藤 敏靖	公益社団法人日本精神保健福祉士協会 クローバー運営委員会 副委員長
田邊 寿	社会福祉法人 伊賀市社会福祉協議会 地域福祉部 部長
土肥 尚子	日本弁護士連合会 高齢者・障害者権利支援 センター 委員
西川 浩之	公益社団法人成年後見センター・ リーガルサポート 専務理事
星野 美子	公益社団法人日本社会福祉士会 理事
矢澤 秀樹	社会福祉法人 伊那市社会福祉協議会 上伊那成年後見センター 所長

オブザーバー

厚生労働省 老健局 総務課 認知症施策推進室
厚生労働省 社会・援護局 障害保健福祉部 障害福祉課 地域生活支援推進室
厚生労働省 社会・援護局 地域福祉課
内閣府 成年後見制度利用促進担当室
法務省 民事局
最高裁判所 事務総局 家庭局



地域における成年後見制度利用に向けた体制整備のための手引き 目次

はじめに ～「手引き」作成の背景とねらい

I いま、地域連携ネットワークを住民の身近に構築していく必要性

- 1 地域共生社会の推進、個人の権利擁護として～何のための制度か～
- 2 利用者にメリットのある制度とするために～誰のための制度か～
- 3 地域の将来を見通した全体構想、権利擁護・成年後見利用の体制整備を
- 4 おわりに

II 中核機関の役割

1 権利擁護支援の地域連携ネットワークにおける中核機関の役割

- (1) 地域連携ネットワークにおける中核機関の役割
～「チーム」、「中核機関（3つの検討・専門的判断）」
「協議会」～
- (2) 「3つの検討・専門的判断」における中核機関の役割
- (3) 中核機関の設置により期待される効果

2 中核機関の果たす具体的役割

- (1) 広報・啓発段階【場面1】
- (2) 相談受付・必要な支援策の検討段階（支援方針検討）
- (3) 成年後見制度の利用促進段階（候補者の推薦）
- (4) 後見人等への支援段階（モニタリング・バックアップ）

III 中核機関等の整備に向けた取り組み

1 市町村における中核機関の設置・運営

- (1) 中核機関の設置・運営
- (2) 中核機関等の設置に向けた協議プロセスの例示

2 地域連携ネットワークの支援機能の整備

- (1) 広報・啓発
- (2) 相談受付・アセスメント（支援の検討）
- (3) 成年後見制度の利用促進（候補者の推薦）
- (4) 後見人等への支援（モニタリング・バックアップ）
- (5) 地域力強化に向けた人材育成

3 地域連携ネットワークの発展に向けて

- (1) 専門職団体等との連携
- (2) 計画の策定
- (3) 財源確保
- (4) 審議会の設置、条例等の制定

4 都道府県の役割

- (1) 都道府県の市町村支援
- (2) 都道府県の整備ビジョン ～静岡県を例に～

おわりに ～本事業で行った実態調査について～ 参考資料

- ・関係法令（成年後見制度利用促進法）、
- ・成年後見制度利用促進基本計画、通知類 等



地域における成年後見制度利用に向けた 体制整備のための手引き 用語

成年後見制度の利用の 促進に関する法律 (成年後見制度利用促進法)	平成28年4月成立。成年後見制度の利用の促進について基本理念を定め、国及び地方公共団体の責務等を明らかにし、並びに基本方針その他の基本となる事項を定めること等により、成年後見制度の利用の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進することを目的として制定された法律です。
成年後見制度利用促進計画 (基本計画)	平成29年3月24日に、成年後見制度利用促進法に基づいて閣議決定された計画。基本計画にもとづいて、関係省庁が連携して総合的かつ計画的に成年後見制度利用促進策に取り組むこととされています。
成年後見制度	認知症、知的障害、精神障害などの理由で判断能力の不十分な方々が、財産管理、身のまわりの世話のために介護などのサービスや施設への入所に関する契約締結、遺産分割協議などを行う場合に保護し、支援をする制度です。 成年後見制度には、法定後見制度と任意後見制度の2つがあります。 (法務省：成年後見制度～成年後見登記制度～ (http://www.moj.go.jp/MINJI/minji17.html#a15)をもとに作成。)
成年後見制度 (法定後見制度)	法定後見制度は、本人の判断能力の程度などに応じて「後見」「保佐」「補助」の3つに分かれています。 法定後見制度は、家庭裁判所によって選ばれた成年後見人等(成年後見人・保佐人・補助人。以下、本手引きでは「成年後見人等」と言う。))が、本人の利益を考えながら、家庭裁判所から付与された代理権(本人を代理して契約などの法律行為をする)、同意権(本人が自分で法律行為をするときに同意する)、取消権(本人が同意を得ないでした不利益な法律行為を後から取り消す)を行使することによって、本人を保護・支援するものです。 (法務省：成年後見制度～成年後見登記制度～ (http://www.moj.go.jp/MINJI/minji17.html#a15)をもとに作成。)
成年後見制度 (任意後見制度)	任意後見制度は、本人が十分な判断能力があるうちに、将来、判断能力が不十分な状態になった場合に備えて、あらかじめ自らが選んだ代理人(任意後見人)に、自分の生活、療養看護や財産管理に関する事務について代理権を与える契約(任意後見契約)を公証人の作成する公正証書で結んでおくというものです。本人の判断能力が低下した後、任意後見人が、任意後見契約で決めた事務について、家庭裁判所が選任する「任意後見監督人」の監督のもと本人を代理して契約などをすることによって、本人の意思を尊重した適切な保護・支援をすることが可能となります。 (法務省：成年後見制度～成年後見登記制度～ (http://www.moj.go.jp/MINJI/minji17.html#a15)をもとに作成。)
権利擁護支援(※)	認知症、知的障害、精神障害などの理由で判断能力が不十分な人たちの権利を守るために、以下のような目的でなされる支援です。 ①「人権」としての権利：必要に応じて、適切になされる<u>権利の回復(救済)</u>。 例：老人福祉法32条、知的障害者福祉法28条、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(精神保健福祉法)51条の11の2に基づく市町村長による申立て ②「契約(当事者間の合意)」に基づく権利：必要に応じて、適切になされる<u>権利の行使</u>。 例：福祉サービスや施設入所などの契約



地域における成年後見制度利用に向けた 体制整備のための手引き 用語

権利擁護支援の 地域連携 ネットワーク

全国どの地域においても必要な人が成年後見制度を利用できるよう、各地域における相談窓口を整備するとともに、権利擁護支援の必要な人を発見し、適切に必要な支援につなげる地域連携の仕組み。

「権利擁護支援の必要な人の発見・支援」、「早期の段階からの相談・対応体制の整備」、「意思決定支援・身上保護を重視した成年後見制度の運用に資する支援体制の構築」という三つの役割を念頭に、既存の保健・医療・福祉の連携（医療・福祉につながる仕組み）に司法も含めた連携の仕組みを構築するものとされ、「チーム」「協議会」「中核機関」を構成要素とします。

各地域において、ア）広報機能、イ）相談機能、ウ）成年後見制度利用促進機能、エ）後見人支援機能の4つの機能について、段階的・計画的に整備するとともに、オ）不正防止効果に配慮することが求められています。【→基本計画p.4～p.5、p.7～p.9、p.9～p. 参照】

チーム

権利擁護支援が必要な人について、本人の状況に応じ、

- ・後見等開始前においては本人に身近な親族や福祉・医療・地域の関係者が、
- ・後見等開始後はこれに後見人が加わって、

協力して日常的に本人を見守り、本人の意思や状況を継続的に把握し、必要な対応を行う仕組み。

後見等開始前においては、地域の中で、権利擁護支援が必要な人を発見し必要な支援へ結び付ける（本人と社会との関係性を修復・回復させる）機能を果たし、後見等開始後においては、本人の自己決定権を尊重し、身上保護を重視した成年後見制度の運用を行うため、法的な権限を持つ後見人と地域の関係者等が協力して日常的に本人を見守り、本人の意思や状況をできる限り継続的に把握し対応する役割を果たします。

基本計画では、必要に応じ、福祉・法律の専門職が専門的助言・相談対応等の支援に参画するとされ、できる限り既存の支援の枠組みを活用して編成することとされています。



地域における成年後見制度利用に向けた 体制整備のための手引き 用語

協議会

後見等開始の前後を問わず、「チーム」に対し法律・福祉の専門職団体や関係機関が必要な支援を行えるよう、各地域において、専門職団体や関係機関が連携体制を強化し、各専門職団体や各関係機関が自発的に協力する体制づくりを進める合議体。基本計画では、期待される成果として、以下の事項が例示されています。

- ① 以下のような地域課題の検討・調整・解決
 - ・チーム（特に親族後見人等）への適切なバックアップ体制を整備すること
 - ・困難ケースに対処するため、ケース会議等を適切に開催する体制を整備すること
 - ・多職種間での更なる連携強化を進めること
- ② 成年後見制度を含む地域の権利擁護に関することについて、家庭裁判所との情報交換・調整

中核機関

専門職による専門的助言等の支援の確保や、協議会の事務局など、地域連携ネットワークのコーディネートを担う中核的な機関。基本計画では、地域の実情に応じて、市町村等が設置している「成年後見支援センター」や「権利擁護センター」など既存の取組も活用しつつ、市町村が設置し、その運営に責任を持つことが想定されています（市町村直営又は委託）。

「権利擁護支援の地域連携ネットワーク」が、ア）広報機能、イ）相談機能、ウ）成年後見制度利用促進機能、エ）後見人支援機能という4つの機能を段階的・計画的に強化していく上で、また、同ネットワークがオ）不正防止効果を発揮していく上で、中核的な役割を果たす機関であり、様々なケースに対応できる法律・福祉等の専門知識や、地域の専門職や幅広い関係者との信頼関係を維持発展させ円滑に協力を得るノウハウ等を段階的に蓄積しつつ、地域における連携・対応強化を継続的に推進していく役割を担うことが求められています。

基本計画では、中核機関自ら担うべき業務の範囲については、地域連携ネットワークの関係団体と分担するなど、各地域の実情に応じて調整されるものとされており、本手引きにおいては、中核機関の役割を以下の3点に集約して整理しています。

ア：地域の権利擁護支援・成年後見制度利用促進機能の強化に向けて、全体構想の設計とその実現に向けた進捗管理・コーディネート等を行う「司令塔機能」

イ：地域における「協議会」を運営する「事務局機能」

ウ：地域において「3つの検討・専門的判断」を担保する「進行管理機能」



地域における成年後見制度利用に向けた 体制整備のための手引き 用語

成年後見等実施機関

成年後見等実施機関は、成年後見制度利用促進法第二条において、「自ら成年後見人等となり、または成年後見人等もしくはその候補者の育成及び支援等に関する活動を行う団体をいう」と定義されています。

「成年後見等実施機関」という概念は、中核機関の機能を含む一方、成年後見人等としての機能を含む複合的な概念であることから、本手引きでは、概念の整理を行う観点より「中核機関」、「成年後見人等」という文言を使用します。

成年後見人等

家庭裁判所によって選ばれた成年後見人、保佐人、補助人を指します。

本人の利益を考えながら、本人を代理して契約などの法律行為をしたり、本人が自分で法律行為をするときに同意を与えたり、本人が同意を得ないでした不利益な法律行為を後から取り消したりすることによって、本人を保護・支援します。

成年後見人等に選任される主体としては、親族後見人、専門職後見人、市民後見人、法人後見実施団体等があります。

(法務省：成年後見制度～成年後見登記制度～

(<http://www.moj.go.jp/MINJI/minji17.html#a15>をもとに作成。)



地域における成年後見制度利用に向けた体制整備のための手引き(概要)

第Ⅰ章 いま、地域連携ネットワークを住民の身近に構築していく必要性

- 1 地域共生社会の推進、個人の権利擁護として ～何のための制度か～
- 2 利用者にメリットのある制度とするために ～誰のための制度か～
- 3 地域の将来を見通した全体構想、権利擁護・成年後見利用の体制整備を

→何のための、誰のための成年後見制度利用促進なのか、背景と成年後見制度利用促進に向けた体制整備の必要性をまとめています。



地域における成年後見制度利用に向けた 体制整備のための手引き(概要)

Ⅱ 中核機関の役割

1 権利擁護支援の地域連携ネットワークにおける中核機関等の役割

- (1) 地域連携ネットワークにおける中核機関の役割
～「チーム」、「中核機関（3つの検討・専門的判断）」、「協議会」～
- (2) 「3つの検討・専門的判断」における中核機関の役割
- (3) 中核機関の設置により期待される効果

2 中核機関の果たす具体的役割

- (1) 広報・啓発【場面1】
- (2) 相談受付・必要な支援策の検討
- (3) 成年後見制度利用促進（候補者の推薦）
- (4) 後見人等への支援（モニタリング・バックアップ）

→「中核機関の役割」、あるべき中核機関の姿を明らかにし、主要な概念を整理しています。

また、中核機関を設置・運営し権利擁護支援の地域連携ネットワークが動き出すことで「期待される効果」を示しています。



地域における成年後見制度利用に向けた 体制整備のための手引き(概要)

Ⅱ 中核機関の役割

ア: 地域の権利擁護支援・成年後見利用促進機能の強化に向けて、全体構想の設計とその実現に向けた進捗管理・コーディネート等を行う「司令塔機能」

イ: 地域における「協議会」を運営する「事務局機能」

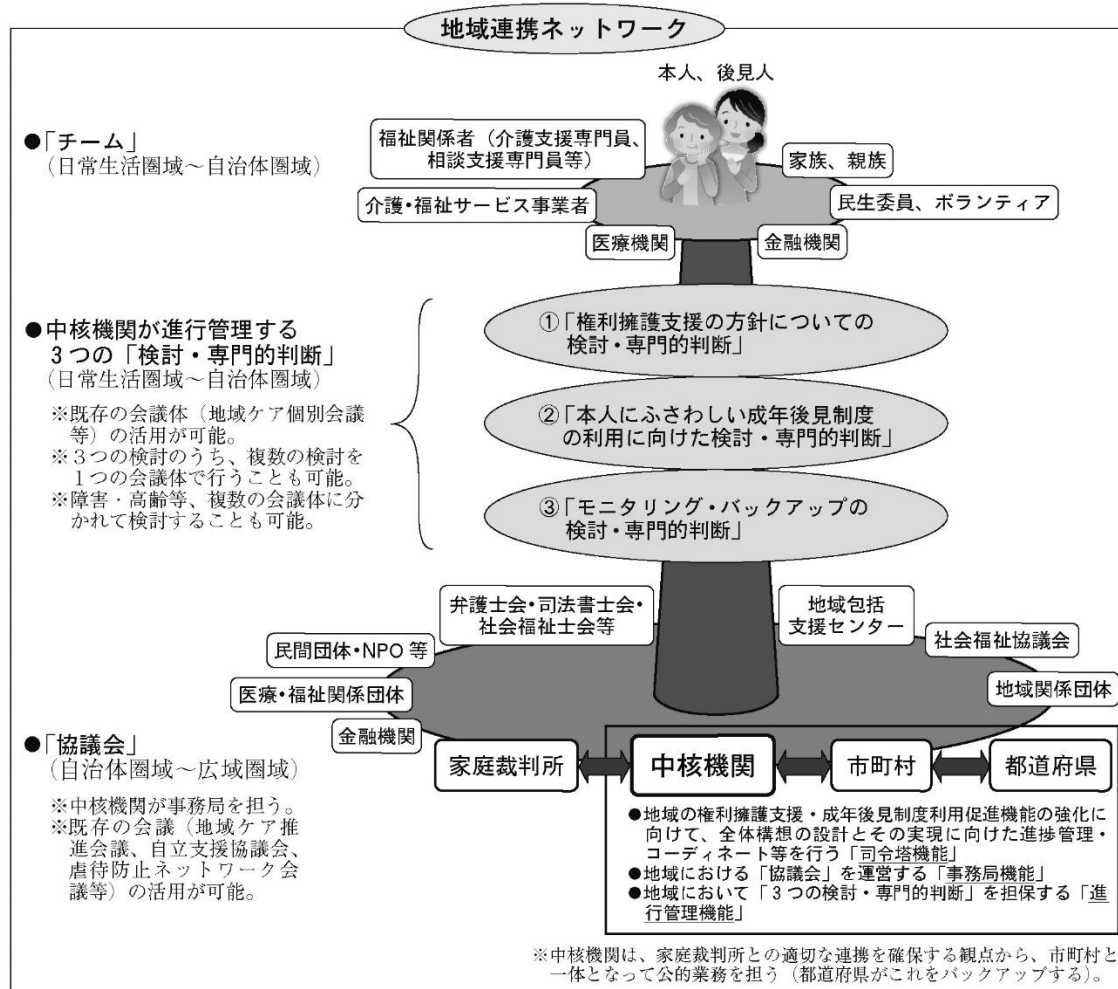
ウ: 地域において「3つの検討・専門的判断」を担保する「進行管理機能」



地域における成年後見制度利用に向けた 体制整備のための手引き(概要)

Ⅱ 中核機関の役割

図Ⅱ-1_
地域連携ネットワークにおける
「チーム」、「中核機関」、
「協議会」の連関イメージ
(「手引き」P15より)



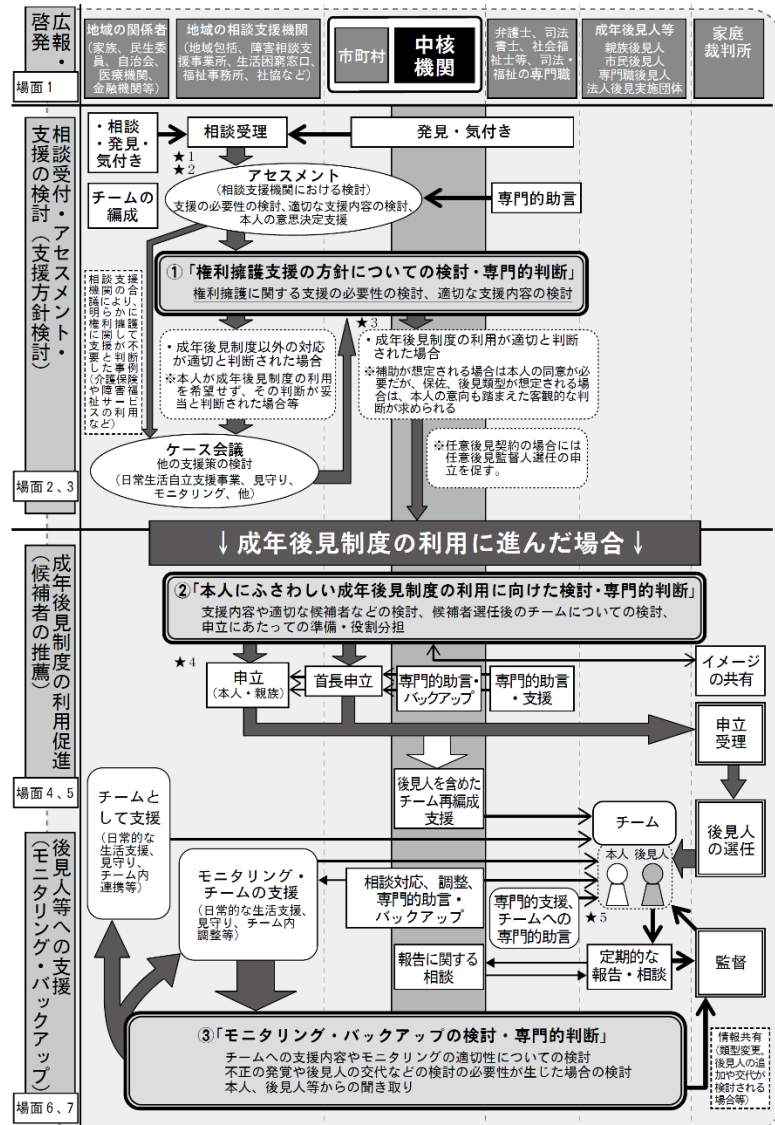


地域における成年後見制度利用に向けた体制整備のための手引き(概要)

Ⅱ 中核機関の役割

図Ⅱ-2
中核機関の役割と支援の流れ、
各主体に期待される役割
(フロー図)
(「手引き」P19より)

図Ⅱ-2 中核機関の役割と支援の流れ、各主体に期待される役割(フロー図)



※ ★1～5は、何らかの要因で機能不全が起きやすい、または機能が未整備の自治体が多いと想定される過程です。

権利擁護支援の方針についての検討・専門的判断 (フロー図① 支援方針検討)

課題の例)

- ・権利擁護の課題に関する法的な支援の必要性がわからない
- ・ケース検討で成年後見ニーズが判断されない
- ・他の事業(地権事業、生活困窮者自立支援事業等)において、利用者の判断能力が低下しても、事業を利用し続けている
- ・任意後見契約を締結している本人の判断能力が低下しても、任意後見が開始されず、消費者被害等に遭っている

権利擁護支援の方針についての検討・専門的判断 (フロー図① 支援方針検討)

中核機関の機能が果たされると・・・

- 中核機関がコーディネートを行い、地域の相談支援機関のアセスメントやケース検討を行う時に法律の専門職や、成年後見制度に詳しい福祉の専門職が参加する
- 中核機関が支援方針の検討を担保することで、自治体や支援者、相談機関等が成年後見制度利用に関する方針の判断を行うことができる(市町村長申立の判断も)
- 成年後見制度の利用が必要と判断されなかった場合、継続的なモニタリングを行うことができるようになり、判断能力の低下がみられた場合には再度支援方針の検討を行うことができる

本人にふさわしい成年後見制度の利用に向けた検討・専門的判断(フロー図② 候補者の推薦段階)

課題の例)

- ・本人や家族からすると申立書類作成のハードルが高く、申立を断念してしまう
- ・自治体からすると首長申立を行った経験が少なく、具体的な手続がわかる職員が不足している。さらに決定の判断がなされない
- ・誰を成年後見人等候補者とすればよいのかわからない
- ・適切な成年後見人等候補者がいない(専門職が受けてくれない、市民後見人には適しない)

本人にふさわしい成年後見制度の利用に向けた検討・専門的判断(フロー図② 候補者の推薦段階)

中核機関の機能が果たされると・・・

- 中核機関の設置により、本人・親族申立に関わる書類作成等の手続き支援のための相談が受けられる
- 司法や生活支援に精通した専門職が参加することにより、(家族側や支援者側ではない)本人側での成年後見制度の利用に向けた検討や専門職の判断がなされ、判断のために活用できる
- 中核機関は家庭裁判所と個別に適切な後見人候補者選任のイメージを共有することで、家庭裁判所が適切な候補者を選任することができる

本人にふさわしい成年後見制度の利用に向けた検討・専門的判断(フロー図② 候補者の推薦段階)

中核機関の機能が果たされると・・・

→ 申立以前の関わりがある福祉・医療・地域の関係者からの情報を中核機関が集約し、本人の生活環境や財産状況、抱えている課題などを考慮し、総合的に(現段階で)最もふさわしい候補者を選び、家庭裁判所に推薦することができる

→ 地域の現状を把握することで、中核機関が中心となり、市民後見人や法人後見の担い手の養成を目的を明確にして行うことができる

モニタリング・バックアップの検討・専門的判断(フロー 図③ 後見人等への支援段階)

課題の例)

- ・後見人一人では解決できない問題が多い
- ・後見活動について不明なことを相談する先がない(特に親族)
- ・選任された後見人の活動に疑問な点があり相談したい
- ・家庭裁判所への報告書の書き方がわからない(特に親族)

モニタリング・バックアップの検討・専門的判断(フロー 図③ 後見人等への支援段階)

中核機関の機能が果たされると・・・

- 中核機関のコーディネートにより本人を支えるチームの再編成が行われ、本人、後見人が連携し、相談できるチーム体制が構築される
- 後見人が活動上わからないことが発生した場合、中核機関(専門的支援を受けた地域の相談支援機関も含まれる)に相談し、後見活動のバックアップを受けることができる
- 定期的なモニタリングが行われることで、本人や後見人の状況の変化を把握する
- 類型の変更や代理権の削除、追加等、本人にとって過不足ない後見実務が保障される

モニタリング・バックアップの検討・専門的判断(フロー図③ 後見人等への支援段階)

中核機関の機能が果たされると・・・

→ 家庭裁判所は後見人を監督する立場からも本人の財産の不適切な流れを、中核機関のモニタリングの情報から把握することができる

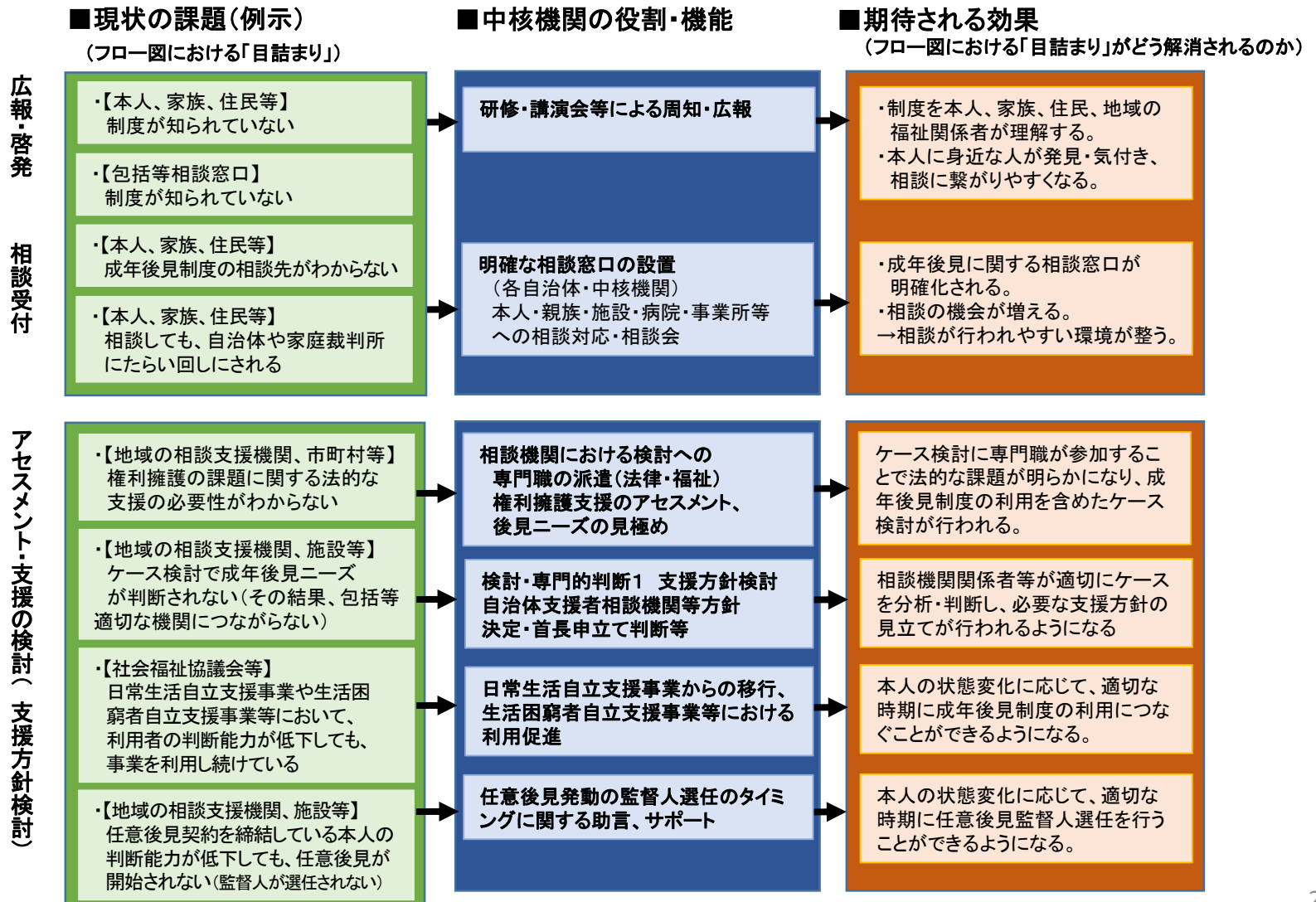
→ 個別の状況や必要性の判断が、中核機関のチームで行われることによって、客観性が担保され、硬直化した財産管理に陥らず、本人にとってもメリットの感じられる制度運用となる

→ 不正や不適切なことだけではなく、本人の状況の変化や課題の変化によって、後見人を本人側の必要性に応じて交代させる(あるいは追加選任も)という考え方が最高裁判所からは提示されており、この運用に応えられる体制が求められる



地域における成年後見制度利用に向けた体制整備のための手引き(概要)

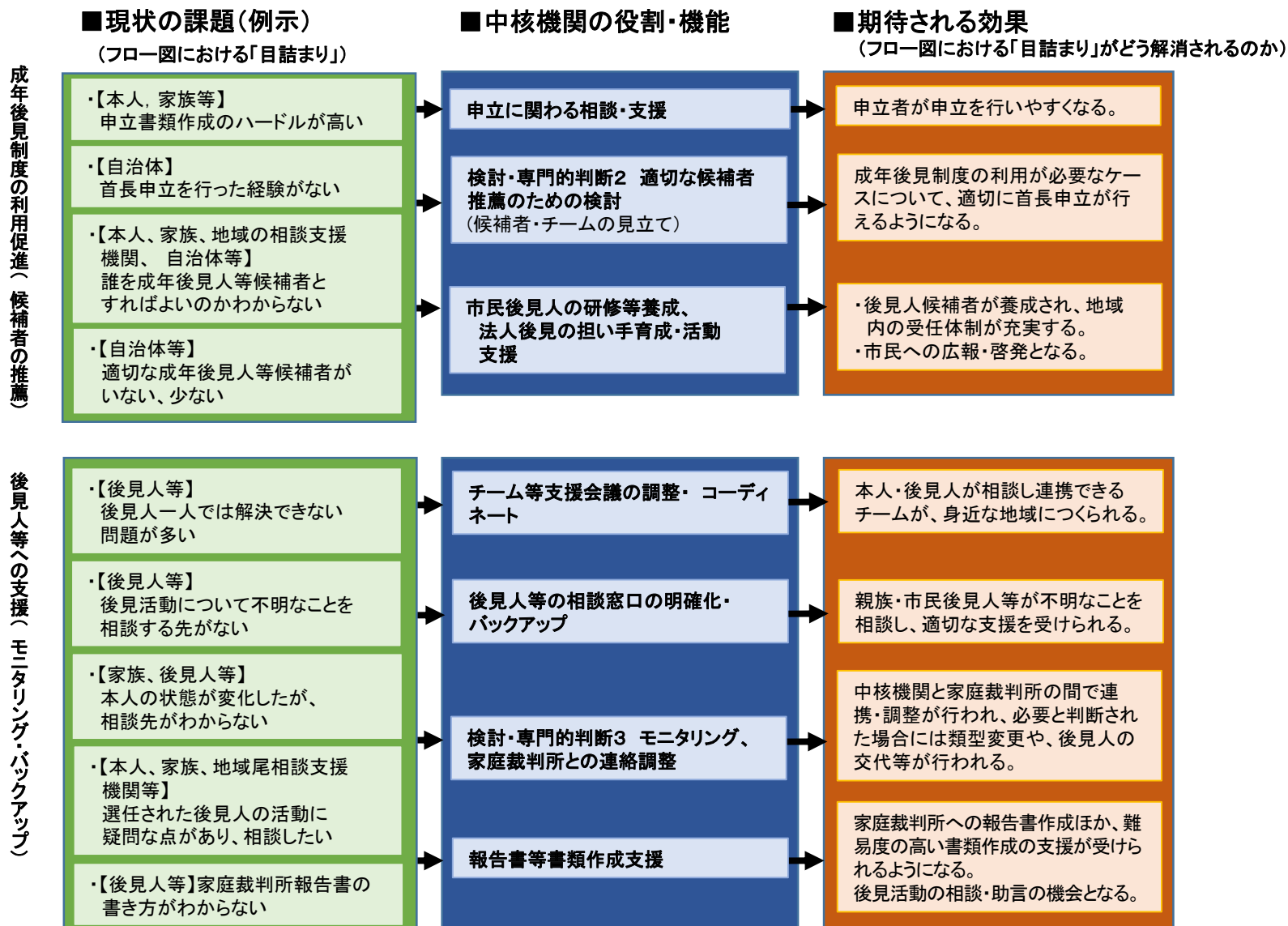
II 中核機関の役割 図 II-3 「中核機関の役割・機能と期待される効果」 (手引きP20-21より)





地域における成年後見制度利用に向けた体制整備のための手引き(概要)

Ⅱ 中核機関の役割 図Ⅱ-3「中核機関の役割・機能と期待される効果」(手引きP20-21より)





地域における成年後見制度利用に向けた 体制整備のための手引き(概要)

Ⅲ 中核機関等の整備に向けた取組

- 1 市町村における中核機関の設置・運営
- 2 地域連携ネットワークの支援機能の整備
- 3 地域連携ネットワークの発展に向けて
- 4 都道府県の役割

→中核機関の立ち上げ、整備に向けて、体制整備の流れ（フロー）や具体的な方策、事例等について記述しています。



地域における成年後見制度利用に向けた体制整備のための手引き(概要)

Ⅲ 中核機関等の整備に向けた取組

想定される自治体における体制整備プロセス 例 (「手引き」P59,60より)

想定される自治体における体制整備プロセス 例

助走段階 (自治体内での業務としての位置づけ・所管確定まで)

ステップ1 理解と意識化

- ①根拠法令、国の指針などを見る、知る
- ②根拠法令、国の指針などの内容を理解する
- ③国・県の整備スケジュール感を把握する

具体例

中核機関の候補がある等、一定の整備が進んでいる自治体は **ステップ3** からスタート！

- * 成年後見制度利用促進法、国基本計画を読む
 - * 本手引き、都道府県が開催するセミナー参加
 - * いつまでに中核機関、協議会、市町村計画をつくる必要があるかの確認
 - * 都道府県の意向の把握
 - * どの所属で所管するのかについての検討準備
- ⇒自治体の中での業務としての位置づけを図る

ステップ2 整備のイメージづくり

- ④中核機関、協議会、市町村計画の優良事例を知り、標準モデルを想定する

*④～⑥は同時並行的な展開もありうる

- * 先進地視察、同規模・近隣自治体への照会
相談件数、効果、苦労点など
運用面の人・モノ・カネの確認
- * 都道府県への方針等確認
- * 標準モデルの想定(イメージづくり)
 - * 中核機関…最低限やること、職員数、予算規模、契約方式(委託、補助金)、国庫補助の有無など
 - * 協議会…取り扱う内容(本手引きでフォロー)、構成メンバー、設置形態(条例に基づく審議会設置、自治法に基づく附属機関としての設置、内部要綱による設置)、国庫補助の有無等
 - * 市町村計画…記載事項、単独策定が地域福祉計画等の一部か、コンサル費用、基礎調査の仕方、国庫補助の有無など

- ⑤自治体のニーズや社会資源の現状を把握する

- * 利用者数、対象者数の把握・推計
(⇒P.66～70 参考事例参照)
- * 供給体制の確認(法人後見実施機関、専門職、市民後見人)
- * 連携先の数や動き(地域包括、障害相談、生活困窮、社協、基幹病院等)
- * 各主体の成年後見への捉え方 等

- ⑥自分の自治体の整備の現状を把握する

- * 中核機関
 - * 協議会
- ⇒ **ステップ3**
- ・中核機関設置検討のフロー 例参照
 - ・協議会設置検討のフロー 例参照



地域における成年後見制度利用に向けた 体制整備のための手引き(概要)

Ⅲ 中核機関等の 整備に向けた取組

想定される自治体における
体制整備プロセス 例
(「手引き」P59,60より)

整備段階 (庁内連携、庁外連携による合議)

ステップ3

具体的な推進方策検討

⑦自治体としての方針の検討(担当部署)

⑧自治体としての方針の検討(内部の合意形成)(対議会対応等含む)

それぞれフローに即して検討(次頁)

- * 中核機関
⇒中核機関設置検討のフロー例 参照 (P.61)
- * 協議会
⇒協議会設置検討のフロー 例 参照 (P.62)
- * 市町村計画
⇒市町村計画策定にかかるフロー例 参照 (P.94)

ステップ4

推進方策合議・確定・周知

⑨外部を交えた詳細検討・合議・確定(プレ協議会)

⑩家庭裁判所等主要関係機関との調整

⑪予算確保、次年度事業計画等への反映

⑫周知

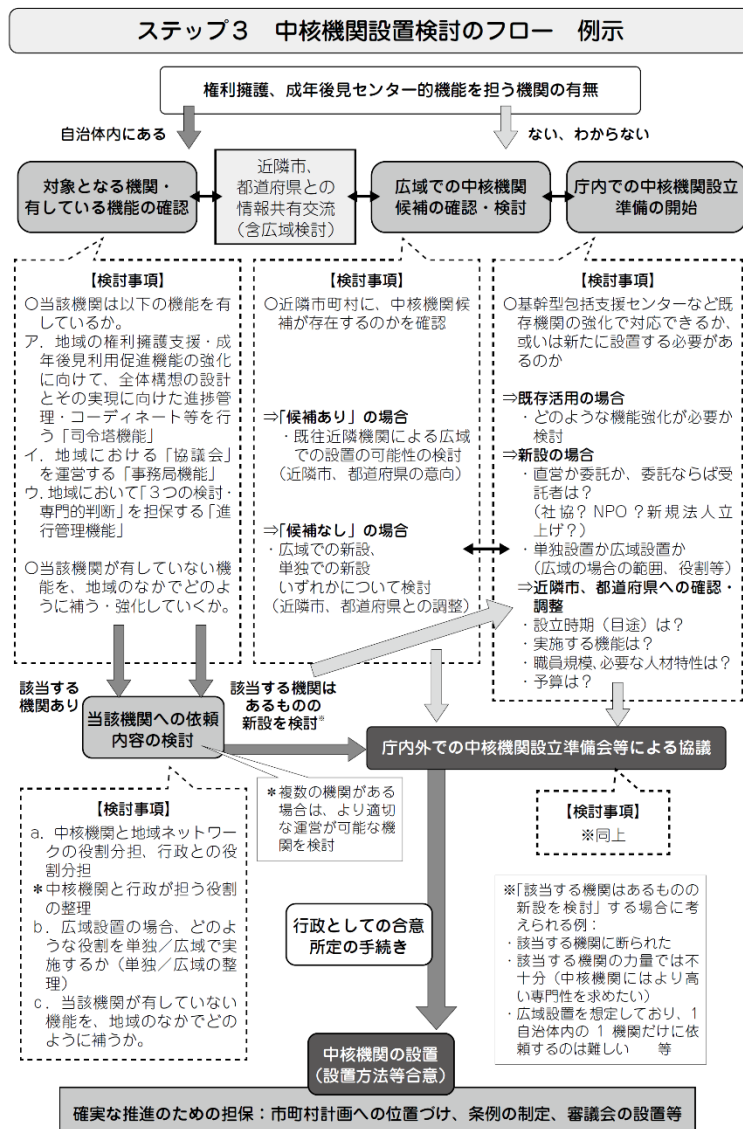
- * 既存の後見センター運営会議・委員会
- * 必要に応じて、中核機関設立検討準備会(政令市や中核市なら)社会福祉法に基づく地方社会福祉審議会
⇒「協議会」へと進展
- * 必要に応じて、関係各団体との調整
- * 検討状況などを家裁に動きも含めて承知しておいてもらう。
- * 県との調整、議会対応
- *



地域における成年後見制度利用に向けた体制整備のための手引き(概要)

Ⅲ 中核機関等の整備に向けた取組

ステップ3 中核機関設置検討のフロー 例示 (「手引き」P61より)





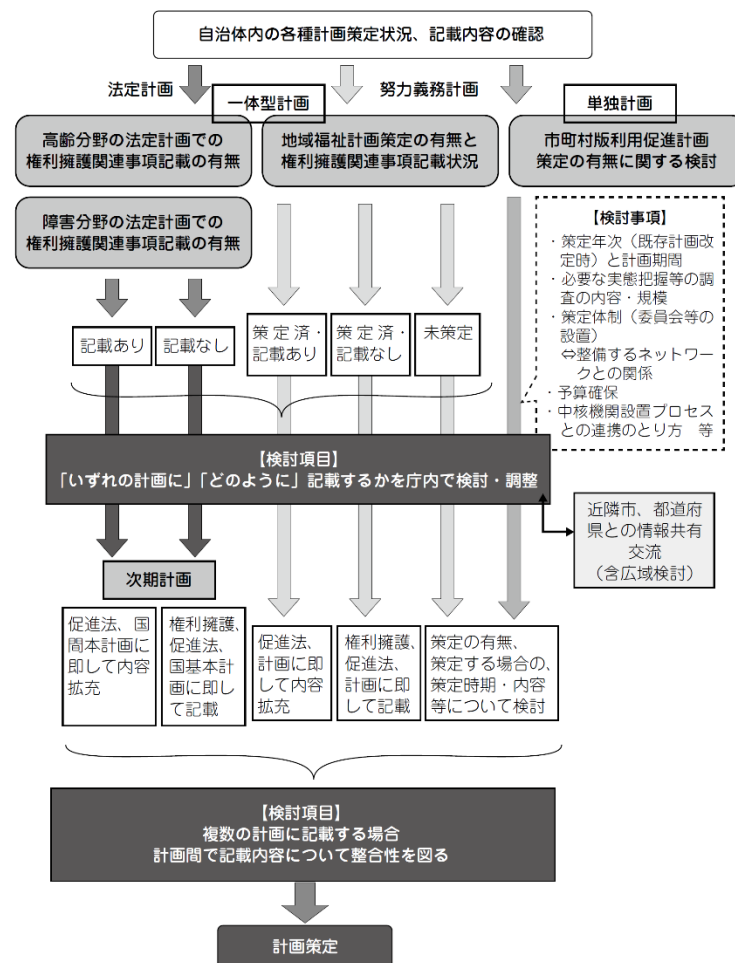
地域における成年後見制度利用に向けた体制整備のための手引き(概要)

Ⅲ 中核機関等の整備に向けた取組

地域の実情に応じた自治体体制整備 初動期工程の考え方 例示
成年後見制度利用促進にかかる市町村計画の策定
(「手引き」P94より)



地域の実情に応じた自治体体制整備 初動期工程の考え方 例示
成年後見利用促進にかかる市町村計画の策定

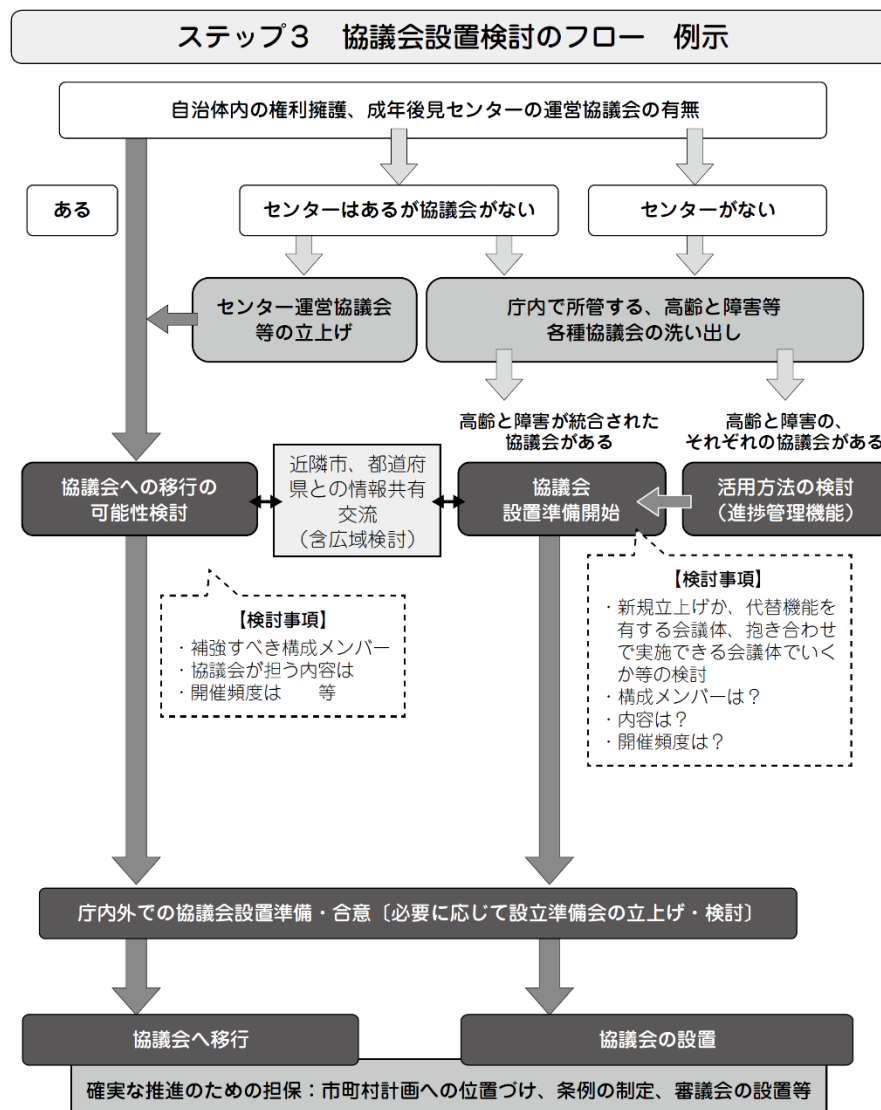




地域における成年後見制度利用に向けた体制整備のための手引き(概要)

Ⅲ 中核機関等の整備に向けた取組

ステップ3 協議会設置検討のフロー 例示 (「手引き」P62より)





地域における成年後見制度利用に向けた 体制整備のための手引き(概要)

ヒント！

ヒント！



- P.37 何をもって「中核機関」の設置と捉えるのか
- P.38 市町村社協における成年後見制度への取組状況
～全国社会福祉協議会「成年後見にかかる実態調査」結果から
- P.39 機能整備のエリア設定等に際して検討すべき要素
- P.84 成年後見人等支援の場面における家庭裁判所との連携
- P.93 平成 29 年 12 月 12 日付局長通知で示された「市町村地域福祉計画に盛り込むべき事項」
- P.94 地域の実情に応じた自治体体制整備 初動期工程の考え方 例示
成年後見利用促進にかかる市町村計画の策定



地域における成年後見制度利用に向けた 体制整備のための手引き(概要)

ポイント解説

ポイント解説

P.53

ポイント解説①

中核機関の「進行管理機能」としての「チーム」、「3つの検討・専門的判断」、「協議会」の運用について

P.55

ポイント解説②

家庭裁判所が地域連携ネットワークに入ることの意義、効果

P.64

ポイント解説③

中核機関設置に向けた各段階での家裁との連携について

P.82

ポイント解説④

候補者推薦機能の充実にに向けた一歩としての、家庭裁判所との連携強化による首長申立等の候補者選任

P.88

ポイント解説⑤

市民後見人等の活用に向けた家庭裁判所との連携



地域における成年後見制度利用に向けた体制整備のための手引き(概要)

参考事例のご紹介

参考事例のご紹介



参考事例のご紹介

- P.42 ○現状の成年後見等に関する相談機関設置の事例（考え方・プロセス・機能等）
単独・直営 福島県いわき市の場合（いわき市役所保健福祉部保健福祉課）
単独・社協委託 愛知県豊田市の場合 豊田市成年後見支援センター（愛知県豊田市）
広域・社協委託 上伊那圏域の場合 上伊那成年後見センター（長野県上伊那圏域）
広域・NPO 新設 尾張東部圏域の場合 尾張東部成年後見センター（愛知県尾張東部圏域）
- P.63 ○愛知県豊田市における中核機関等設置のプロセス
- P.66 ○地域の成年後見ニーズ予測の考え方①
～上伊那圏域成年後見センター構築検討資料 2010/9/3 より
○地域の成年後見ニーズ予測の考え方②
～佐渡市社会福祉協議会成年後見センターの取組より
- P.75 ○後見実施機関の活動を通じた「地域後見体制」の仕組みづくりの実践
○出張相談によるニーズ把握のための工夫
○多様な対象に対して制度周知を行い、地域の理解者を増やす
- P.78 ○地域の関係機関との重層的なネットワークの構築と多くの会議を通じて権利擁護に関する支援の必要性を早期にキャッチ
○相談窓口職員に対する研修の実施
- P.79 ○権利擁護に関する支援の必要性がないと判断した相談を、本人に適切な支援が行える地域の機関につないでいる
○本人の状態に応じた制度利用が行えるような相談窓口体制の整備
- P.83 ○家庭裁判所に対するわかりやすい情報の整理、提供
○市長申立案件に関する対応フロー図、会議書式の整備
○「法人後見受任ガイドライン」を作成し、センターが法人後見を受任する基準を明確にしている
- P.86 ○市民後見人への相談対応、フォロー体制の構築
○成年後見人等サポートの実施
- P.90 ○市民～関係者各層別の実践的研修の実施
○支援者育成のための工夫
- P.91 ○市民後見人の育成、フォロー体制の構築
- P.95 ○市町村計画策定事例（単独計画として、他の部門別計画と一体的計画として）
- P.101 ○成年後見制度の利用を促進するための条例の制定
- P.103 ○県内自治体の取組・進捗の実態把握と情報共有に関連して
○都道府県管内における権利擁護・成年後見ニーズ・供給体制の把握や確保策等の支援
- P.104 ○広域での協議会、中核機関の設置・運営に関する基礎自治体支援に関連して
- P.110 ○静岡県賀茂地区における広域連携の取り組みと県域機関による支援について